

## 富山市新規出店サポート事業補助金について (R6.4 現在)

### 【事業フロー】(※店舗改装費の例)

#### ①店舗改装の諸準備等

改装の実施にあたり、店舗物件の選定や改装工事見積書の手配のほか、金融機関から融資を受ける場合は、その申請を行う等、資金計画を立ててください。(補助金の支払いは、工事業業者への改装費の支払いが完了した後になりますので、資金計画にはご注意ください。)

中小企業者の方は、出店計画について中小企業診断士と相談の上、綿密な事業計画を立ててください。(経営相談に要する経費の補助制度の活用もご検討ください。)

#### ②補助金交付事前協議書の提出

添付書類：事業計画書、改装工事見積書、位置図、平面図、改装後の店舗外観がわかる図面、  
現況写真、中心商店街の賑わいの創出を図るための活動内容等を記した書類

受領後に、内容審査を行います。また、必要に応じて現地調査等を行うことがあります。

#### ③補助金交付申請書(様式第1号)の提出・交付の決定

添付書類：収支予算書、事業者の納税証明書、位置図、平面図、改装後の店舗外観がわかる図面、  
現況写真、改装工事見積書、商店街団体推薦書(様式第2号)、  
事業計画書、経営相談を受けたことを示す書類等(様式第3号)

受領後に、内容審査・現地調査等を経て、補助金交付の可否の決定を行います。

#### ④工事契約・着手

交付決定後に、工事契約・着工してください。

※交付決定までは工事契約・着手は行わないでください。また、補助事業計画の内容が変更となる場合は交付決定後であっても速やかに市に相談の上、必要な手続きを行ってください。

#### ⑤工事完成・実績報告書(様式第6号)の提出

添付書類：写真(改装前・改装後)、請求書、領収書

改装工事費全額の支払いが完了後、実績報告書を提出してください。

#### ⑥完成検査

担当職員が、現地で完成検査を行います。

#### ⑦補助金額の確定・支払い

完成検査で不備がなければ確定通知書を送付、補助金を口座に振り込みます。

(問い合わせ先) 富山市活力都市創造部 まちづくり推進課

TEL 076-443-2054、FAX 076-443-2190

### 【目的】

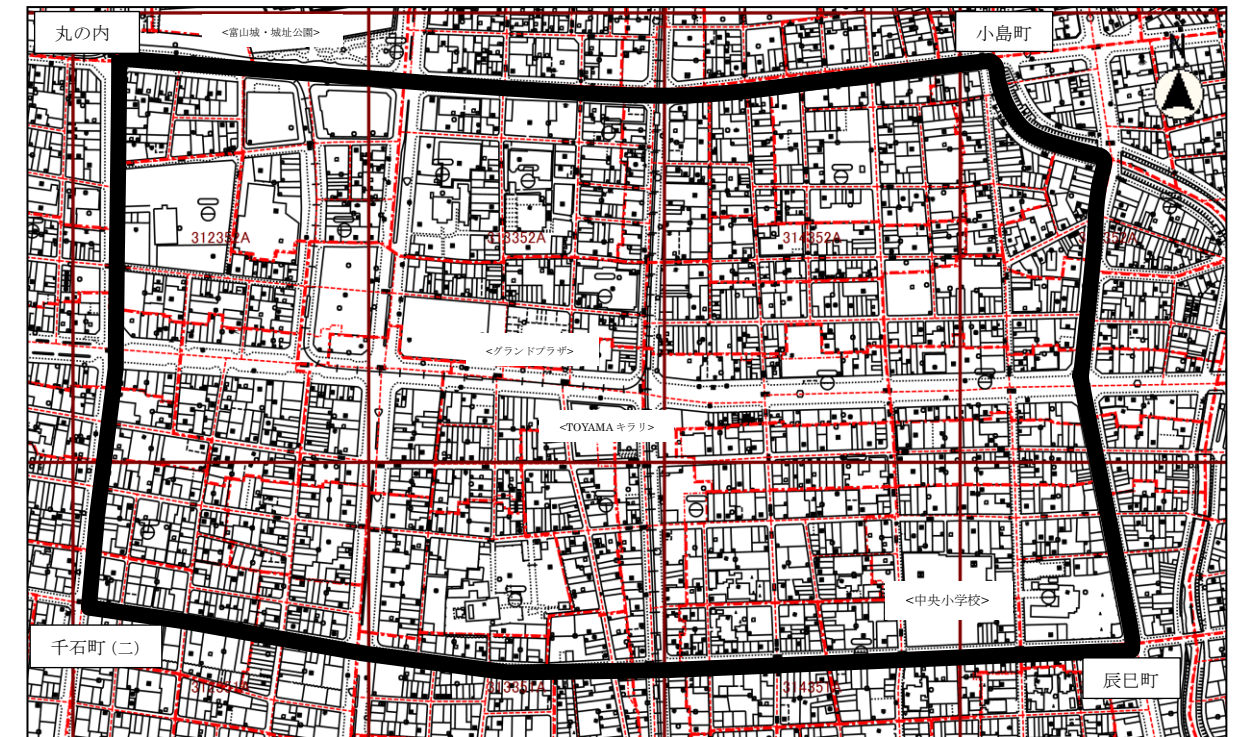
中心商店街等の空き店舗への出店者が実施する店舗の改装、店舗の賃借、経営相談又は中心商店街の商店街団体が行う店舗誘致活動に対して支援を行い、コンパクトシティの中核を担う商店街にふさわしい業種、市民・来街者のニーズの高い業種の出店を促進し、魅力がありかつ利便性の高い商業集積を形成することを目的としています。

### 【補助対象エリア】

次のエリア内であり、中心商店街等の商店街団体(\*)に加盟する店舗の一部

(\*) 協同組合総曲輪商盛會、西町商店街振興組合、大手モール振興会

上記商店街団体以外のエリアでは太枠内であっても対象外となります。



### 【補助対象経費】

- ①中心商店街等の商店街への出店者が行う空き店舗の改装費
- ②中心商店街等の商店街へ出店者が借り上げる店舗の賃借料
- ③中心商店街等の商店街への出店者が経営相談に要する経費
- ④中心商店街の商店街団体が行う店舗誘致に要する経費

### 【補助対象事業者】

- ①、②、③は、民間事業者(企業の規模は問いません。)
- ④は、中心商店街等の商店街団体

### 【補助制度実施期間】

令和9年3月31日(富山市中心市街地活性化基本計画の終期)まで

※店舗賃借料に係る補助については、令和9年3月31日を越えた場合についても、補助開始日から1年間の支援を行うこととしています。

【補助率・補助限度額等】

	補助対象経費	補助率	補助限度額
①店舗改装費	<p>内装工事・外装工事・給排水工事・電気工事等に係る経費</p> <p>○補助対象とならないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住居部分など、直接事業の用途に付さない部分に要する費用</li> <li>・当該店舗と一体的でない什器、備品（他の場所でも活用可能なもの）の購入及び搬入据付に要する費用</li> <li>・一般的に貸主が整備すべき部分に係る経費及び既存物件の解体費用</li> </ul>	1/2	<p>① 1階部分への出店 500万円</p> <p>② 1階部分以外への出店 250万円</p> <p>（1件につき）</p>
②店舗賃借料	<p>店舗の賃借料</p> <p>○補助対象とならないもの</p> <p>敷金・礼金これに類する経費</p>	1/3	<p>① 1階部分への出店 月額20万円</p> <p>② 1階部分以外への出店 月額10万円</p> <p>※1年間。年度をまたいでも可。</p>
③経営相談に要する経費	<p>中小企業診断士への経営相談に要する経費</p>	2/3	<p>3万円</p> <p>（公的団体等から同種の補助又は助成を受けている場合はその額を控除した額）</p>
④店舗誘致に係る経費	<p>店舗誘致に係る業務委託費、専門家の派遣に係る謝金等、店舗の誘致活動に要する経費</p> <p>○補助対象とならないもの</p> <p>直接誘致活動に要したと判断するのが難しい経費</p>	2/3	<p>200万円</p> <p>（1商店街・1年間）</p>

- ・補助対象経費に係る消費税及び地方消費税は補助対象とはなりません。
- ・補助金は千円未満の端数は切捨てとなります。

【要件】

（店舗の出店について）

- ・中心商店街等において店舗を増やす場合であること。
- ・中心商店街等において、計画（※1）が策定されていること。
- ・出店する店舗が所在する商店街団体の推薦を得ること。
- ・市が実施する景観まちづくりに関する施策に協力するよう努めること。
- ・中心商店街等の賑わい創出を図るための活動に積極的に参加するよう努めること。
- ・出店者が中小企業者（※2）の場合は、中小企業診断士から出店に係る事業計画が適正であることの診断を受けていること。（店舗改装費、店舗賃借料の補助のみ）
- ・富山市内に事業所等を置く事業者に改装工事を施工させること。（店舗改装費の補助のみ）
- ・事業の資金計画等が適正であること。
- ・市区町村税を滞納していないこと。

（業種について）

- ・小売業、サービス業、その他の業種であって、中心商店街等の計画に適した業種又は市が賑わいに寄与すると認める業種であること。
- ・富山県信用保証協会の保証対象となる業種であること。（※3）
- ・許認可等が必要な業種については、その許認可等を受けていること。

（営業日・営業時間・営業期間について）

- ・当該店舗において原則週6日以上営業し、かつ営業開始時間が正午以前であること。
- ・当該店舗において、2年以上営業を行うこと。

以上の要件に違反した場合、補助金の交付決定を取り消すとともに、既に支払われた補助金の一部又は全額について返還を求めることになります。

【参考】

※1 計画とは

計画とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく地区計画、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築協定、富山市景観計画に規定の景観まちづくり推進区域などをいう。

※2 中小企業者とは

- 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定のいずれかに該当するもの。
- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
  - 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
  - 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
  - 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

※3 富山県信用保証協会の対象とならない業種（補助対象外）とは

農業、林業、漁業、金融・保険業、風俗営業・風俗関連営業の許可対象業種、パチンコホール・スロットマシン等の風俗営業（ゲームセンター除く。）、教育・宗教、その他保証対象外業種

【予算】

- 各事業については、予算の範囲内で実施します。
- 予算の執行状況等によっては、補助要望額に沿えない場合があります。